

# 新潟縣民報

印 游  
被社が土地提供

一拳に建設へ踏み切る

雪が解け暖かくなるとともに、県内各地で公設館建設のつまみが活躍化してきました。その一つ中津市は町の活性化を図るために、中津町では、さる三月七日開催した定期例会において、新公民館建築費の一部としての三百万円をさくむ昭和三八年度当初予算案を上程し、慎重審議の結果満場一致で採決した。これで新公民館建設がいよいよ本物になったわけである。

要つては、その建設地で町の中

心部にある諏訪神社社殿内、進歩的な因子で進化が進んで建設を希望したいことが  
大きい方にになり、すでに申請がなされた  
具体的な話しあいに入っている。  
諏訪延は渾濁を上まわる六百平方メートル  
約百八十五坪を予定、建設資金は、町費  
三百萬円のほか、国費補助一百万、同額償  
四百万、住民負担一百万、婦人会金附一百万、  
特別大口寄附二百五十一千三百円附一百万  
を見込み、寄附金などをほどこして集め終え  
たもので、現在山内もあるほどだといふ。

会では方場一教即決議決となり、さやかな進捗感あるを示してゐたが、また公民館問題でも「公民館運動を明るく、魅力あるものにするためのアンケート」を町会等に配布依頼するなど住民の公民館に対する関心度を育てることに努めており、理事会・公民館担当者をしっかりと結びつけることにより、功している。主井館長以下の、かちりしたチームワークが高く評価される。

「あ  
た  
は  
配  
最  
近  
で  
は、  
靈  
社  
と  
は  
別  
の  
他  
神  
社  
の  
氏  
族  
を  
靈  
社  
に  
合  
祀  
す  
も  
よ  
か  
ら、  
こ  
ち  
ら  
の  
神  
社  
跡  
に  
残  
す  
こ  
と  
が  
ほ  
し  
い  
とい  
う  
講  
讀  
書  
ま  
で  
出  
て  
く  
る  
な  
ど、  
満  
り  
上  
へ  
過  
ぎ、  
う  
れ  
しく  
想  
ひ  
を  
あ  
げ  
て  
る。」

小塙 田十柳耕司郎

## 公民館づくり

## 龜田の場合



〔写真は同公民館が建設される予定の神社境内〕

場跡に二年と足らず移転、まるで新築の如き。十二月からはまた、常に青年研修所にて間借りといふ形で、不便をしのいでいたもの。  
角田町では、これまでの社会教育基金を公民館が中心となり、「公民館を建てたい」という

## 新時代にふさわしいモデル・ケース

紙代改正のお願い  
各公館あて一月十二日付公文をお願い  
38年度(本年)より本紙代を従来の一部10円  
に改正いたします。郵送料、印刷費の昂騰  
いたる原因として開闢群くだされ、従来以上高  
くお願い申しあげます。

○西鎮城部鑑生  
町西面地区公  
民館  
○三輪船運賃  
公認館  
まぐれ移動公  
民館(而勤館)

○新潟市大船分館	○西頃城部誕生町西面地区公民館
○新潟市中央公民館	○三郷郡越路町公民館
など	また、移動公民館(巡回車)
にふる	○新潟市白根公民館
力ぶ	○中頃郡小須戸町公民館

の花看見るも、心事を忘れて、  
も、みんな人の目的もなん  
無意味なよに思われた。  
カルヴァリ「意味を求めていた  
はじまはない。人生は就是  
意味などどうでもいい。すべて  
の生物の目的は繁殖なのだ。  
それそれ欲望があるから、ハム  
はバラのく花を咲かせたが  
し。昔はつづらも狂ひこな  
りたゞと思つて追蹤つてい  
だ。……そうだ、人生はすよ  
し。恐れの気持さえもたまない  
ねば」「何よりも大切なもの  
風氣だ。相撲だぞ。」(小説)  
ライト) よ。

目  
題字・塚田十一郎

原綱基準・条例と重複する  
37年度原指定文化財紹介……  
人間らしく生きよつて……  
変わらうする農村の現況と闇

... 2  
P. 4.5  
P. 6  
P. 7

# 県公連主事会案成る

(次ページ左上からお読みください)

## 公民館(設置)基準(案)

人口 3,000~5,000の農業地帯における独立公民館の施設

- (1) 講堂 77坪(内ステージ10坪、控室2坪、放送室2坪を含む)
- 演台 放送施設 スクリーン
- 暗幕 折疊椅子 机 上収
- (2) 教室 板教 20坪  
黒板大小 教卓 机 椅子
- (3) 講座室 板教 21坪  
黒板大小 教卓 梯型机 椅子  
暗幕
- (4) 和室 22.5坪  
読書室 会議室 実習室(期日)  
三面鏡 教卓 衛立式黒板 座机  
(裁縫用机を兼)、アイロン、ミシン、ヘラ台、モデル人形、立て台、床ノ間用机一式、棚、活花道具、火鉢、茶道具、時計
- (5) 図書室 板教 20坪  
閲覧室、書庫、書架、机、折疊椅子、カーテン、展示板、新聞架、掲示板、事務用机及び椅子
- (6) モデル台所 3坪  
ガス又は石油コンロ、改良カマド、調理台、釜、なべ、鍋、ハカリ、食器棚、冷蔵庫、ゴミ箱
- (7) 風呂場 4坪  
シャワー室(桶用)
- (8) 暖室 1.5坪  
引伸機、その他一式
- (9) 屋外運動場  
バレーボール、テニスコート各一面、遊園地(芝生)

管理関係

- (1) 事務室  
事務用机及び椅子、書類箱、棚、用賀板、小黒板、話、火鉢、時計、磨等机、自転車、リヤカー
  - (2) 宿直室 3坪  
寝具、切替電話、時計
  - (3) 玄関、ろう下  
ろう下に展示用ウンドー設置
  - (4) 小便室 3坪
  - (5) 便所  
一般用 男子大2、小2、女子小5、職員その他の1、小2
  - (6) 物置
  - (7) 自転車駐場
- その他各室に充當するもの  
暖房装置、消防器、灰皿、掃除用具
- 分館施設 省略  
職員組織  
館長1名 主事2名  
分館、本館の連絡に機動力を發揮するため自動車1台  
内室に書棚、放送装置を施設

人口 6,000~10,000の第二種兼業地帯における独立公民館の施設

1. 事務室  
事務机、椅子、書類箱、戸棚、白眉板、小黒板、電話、暖房用具、火鉢、時計、掲示板、暗幕等板、自転車、リヤカー、茶道具、灰皿、掃除用具、消防器
  2. 図書室  
図書、書架、掲示板、カードボックス、閲覧用机、椅子、手洗設備時計、暖房用具
  3. 調理室  
黒板、教卓、机、椅子、掲示板、暗幕装置、暖房装置、くず紙入
  4. 会議室  
椅子、机、中黒板、時計、掲示板  
暖房用具
  5. 小会議室(講師控室、応接室)  
机、椅子、時計、書棚
  6. 和室  
座机、時計、座布団、中黒板
  7. 炊事室  
モデルカマド、配食、配膳台、食器戸棚、なべ、釜、食器類、ゴミ箱
  8. 宿直室  
寝具、切替電話、時計
  9. 便所
  10. 物置
  11. 講堂(100~200人程度収容出来るもの)  
演台、机、椅子、敷物、暖房装置  
大黒板、掲示板、時計、水差、講座室、会議室はそれぞれ連結し使用出来る場合は兼用する
  12. 視聴覚教室  
映写機、幻灯機、録音機、写真機  
振出装置、音響機、レコード、スクーリン、暗幕、その他上記に附属した用具一式
  13. 薬楽用具  
医薬、将棋
  14. 体育用具  
卓球、バレー、ハンドボール、ハンドミントン、ゲートボール用具一式
  15. 産業用具  
各町村の実情に応じて設置すること
  16. 展示用具  
館内のろう下等を利用し展示棚、掲示板等を設備すること
- 職員組織
- 人口 3,000以下の場合は館長1名、主事4名(内訳図書、1名学級講師1名、その他2名)  
人口10,000以上の場合は更に主事1名を加える  
職員組織は一応分担を示すも常に助け合い一丸となりて公民館運動に当る

人口15,000前後の市街地における独立公民館の施設

1. 講堂 125坪  
8間×15間+5坪  
ステージ8間×2.5間=20坪  
人員は坪当2.5人として100坪で250人収容
  2. 小集会室 2部室  
(A) 4間×5間=20坪  
(B) 4間×10間=40坪  
B室は2室に仕切れるようにする更にA、B両室を一緒に出来るようにする
  3. 和室 2部室  
(A) 4間×8間=32坪  
2室に仕切れるようする  
(B) 2間×4間=8坪
  4. 実習室 2部室  
(A) 4間×6間=24坪  
モデル炊事場揚付、実習台は講師とも7台  
(B) 4間×5間=20坪  
職員実習室
  5. 応接室 2.5間×3間=7.5坪
  6. 事務室 3間×4.5間=13.5坪  
8人収容
  7. 図書室 (A) 2.5間×2間=5坪  
事務室兼製本室  
(B) 5間×6間=30坪  
閲覧室
  8. 展示室(資料室)  
2.5間×3間=7.5坪
  9. 社教団体事務室  
2間×2.5間=5坪
  10. 使丁室 (A) 2間×2間=4坪  
(押込を含む)  
(B) 1.5間×1.5間=2.25坪(馬廻所)
  11. 宿直室 2.5間×2間=5坪  
(押込を含む)
  12. 物置 2.5間×3間=7.5坪  
(燃料その他)
  13. 便所 (A) 2間×3間×2=12坪  
男子用 4~2.5坪  
女子用 3~2.5坪  
(B) 1.5間×1.5間=2.25坪  
職員用
  14. 浴室 2間×3間=6坪  
更衣室、シャワー、洗面所、等
  15. 玄関、ろう下、玄関の幅員によつて考える  
以上約400坪 376.5坪→アルファアーキテクツ  
これをうけ年計画で建設する
- 専任職員
- | 第1主事 | 第2主事 | 第3主事 | 第4主事 | 第5主事 | 第6主事 | 第7主事 | 第8主事 | 第9主事 | 第10主事 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1名    |
| 1名    |

## 亀田町公民館建設促進委員会会則

(二回開催定期)

第一条 本会は昭和38年4月1日会員登録申請書を提出して公認を受けることを目的とする
第二条 本会は第1条の目的を達成するため、公民館の運営を図る事を以つて活動とする
第三条 本会は第1条の目的を達成するため、公民館の運営を図る事を以つて活動する
第四条 本会は第1条の目的を達成するため、公民館の運営を図る事を以つて活動する
第五条 本会の役員は次の任務を擔任する
第六条 本会の役員は次の任務を擔任する
第七条 本会の役員は次の任務を担当する
第八条 本会の役員は次の任務を担当する
第九条 本会の役員は次の任務を担当する
第十条 本会の役員は次の任務を担当する
第十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第二十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第三十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第四十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第五十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第六十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第七十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第八十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十四条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十五条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十六条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十七条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十八条 本会の役員は次の任務を担当する
第九十九条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一十一条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一二十二条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一三十三条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一四四条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一五五条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一六六条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一七七条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一八八条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百一九九条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二〇〇条 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇三 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇四 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇五 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇六 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇七 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇八 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇九 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一〇 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一一 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二四〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二五〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二六〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二七〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二八〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二九〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二一〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二二〇一二 本会の役員は次の任務を担当する
第一百二三

# 県公民館模範基準・条例

さる3月8日、新潟市源徳社において「県公民館基準および同条例作成促進のための主事会案の作成」につき本年度最後の主事会が開催された。この日、開会に先立ち、さる3月3日刊載された故熊倉修造氏(前町村公民館長、本会理事)の冥福を祈り黙祷を行なった。出席者は杉野幹事長以下19名、県から伊藤教主事、県公連幹事も出席し別紙のような主事会案を決定して3時過ぎ散会した。

× ×

会議は、まず「県公民館設置基準案」の審議からすめられ、同案はこれまでに仰水開会議で作成されていた骨子をそのまま生かして、人口

規模別、地帯別に分けた基準案を決定した。

また、「県公民館模範条例案」については、現在までの研究草案に各主事から提出された修正案を加味しながら確実に慎重に審議されていつたが、特に、吉田村ごとにまちまちで一貫性のない公民館主事の格付、職分等の問題に意見が集中し、またに苦心したが、結局別紙のようになされた。

この主事会案は、次回開催される県公連理事会を経由し、県公連の要望案として県教委あて提出。近いうちに作成される予定の県案作成の重要な参考資料として設立されることになつてゐる。

## 公民館(設置)条例(案)

### (目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第50条並びに社会教育法(昭和24年法律第207号、以下「法」という。)第24条及び第30条の規定に基き〇〇市町村の公民館の設置及び管理等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「公民館」とは、〇〇市町村の区域内の住民の

ために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行なうことを目的とする施設をいう。

(社教法第20条、地方自治法第2条の5、同条213条)

### (設置)

1. 〇〇市町村に、法第20条の目的を達するために公民館を設置する。
2. 前項の公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は下記のとおりとする。

〇〇市町村(立)公民館又は 〇〇市町村(立)中央公民館	大字A 第何番地	〇〇市町村の区域又は〇〇市町村大字Aの区域
〇〇市町村(立) B公民館	大字B 第何番地	〇〇大字Bの区域

### 3. 前項に定める公民館にそれぞれ下記の分館を設置する。

公民館の名称	附置する分館の名称	位置	対象区域
〇〇市町村(立)公民館又は 〇〇市町村(立)中央公民館	同右A 1分館	大字A 第何番地 A 1の区域	
	同右A 2分館	大字A 第何番地 A 2の区域	
〇〇市町村(立) B公民館	同右B 1分館	大字B 第何番地 B 1の区域	
	同右B 2分館	大字B 第何番地 B 2の区域	

### (管理)

第4条 〇〇公民館は〇〇市町村教育委員会が管理する(社教法第5条)

### (職員)

第5条 公民館に館長、主事その他、市町村教育委員会が必要と認める職員を市町村職員定数条例の範囲内においておく。

1. 分館に分館長を置く。
2. 公民館長は公民館の行なう各種事業の企画実施その他必要な事務を行ない、所轄職員を監督する。

4. 分館長は館長の命を受け分館に関する事務を掌る。

5. 公民館主事は、館長の命を受けて公民館事業の実施にあたる。

### (主事)

6. 公民館に置かれる専門的職員を公民館主事と称する。

2. 新潟県教育委員会の規定による講習会を、又はこれに準ずる講習会を修了したものは公民館主事となる資格を有する。
3. (職員の選任)

本紙一日の新聞欄で、長岡市公民館運営委員會員吉田吉氏が「トントンボラ老人」という「文部省の今日なる勤勉青年ながら、若林謙三老人の充実した生き方について紹介しているがその小林老いたから本会あることたび『改定版トントンボラ』二二二部が同市公民館表題に託され寄贈されてきた。小林さんは、「トントンボラ老人」でも紹介されているとおり、七十歳の今日なる勤勉青年ながら、若い者に言へない熱情をもち、趣味としての書くこと、読むこと、サイクリング歩くことを生きていている。すばらしい老青年。「トントンボラ」は、小林氏の意志を活かして市町村社会教育主事、幹事会参加者一部は県公民館主事、幹事会参加者一部は厚生省にも回送したが、残部が厚生省あるので御遺稿のむぎは本会に返却され、切手三千円をもつて申込まれた。

第7条 〇〇市町村公民館の館長、分館長主事その他必要な職員は教育長の推薦により〇〇市町村教育委員会が任命する。

2. 前項の規定による館長の任命に関しては、〇〇市町村教育委員会はあらかじめ、第9条に規定する〇〇市町村公民館運営審議会の意見を聞くなければならない。
3. 非常勤の館長、分館長の任期は〇ヶ年とする。

### (給与その他)

第8条 〇〇市町村公民館職員の給与、旅費、諸手当は「〇〇市町村一般職員の給与に関する条例」「同旅費支給条例」等の条例及び関係規則を準用する。但し、非常勤の館長、分館長は〇〇市町村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用する。

(公民館運営審議会)

第9条 社会教育法第29条により〇〇市町村公民館に公民館運営審議会をおく。

第10条 前条の規定による公民館運営審議会の委員は、社会教育法第29条により〇〇市町村教育委員会が委嘱する。

2. 前項の公民館運営審議会委員の定期は〇〇ヶ似内とし、任期は〇年とする。但し、退職者の後任として委嘱された者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 〇〇市町村公民館運営審議会委員の報酬及び費用弁償は「〇〇市町村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を準用する。

(特別会計)

第12条 〇〇市町村公民館維持運営のため特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

(特別会計)

第13条 〇〇市町村公民館維持運営のため特別会計を設けることができる。

第14条 この条例施行に必要な細則は〇〇市町村教育委員会が別に定める。

### 附 則

1. この条例は公布の日から施行する。
2. この条例施行の日から〇〇市町村公民館条例はこれを廃止する。
3. この条例施行に際し、当日まで公民館主事であつたものは、そのまま公民館主事とする。

著者 小林謙三氏(長岡)  
寄贈の冊子  
トントンボラ集  
さしあげます。

第七条 本会の任務は公民館事業局において処理するものとする  
第八条 本会に必要な費用は當初  
金その他を以てて予定する  
附則 この会則は昭和三十七年十一月から施行する







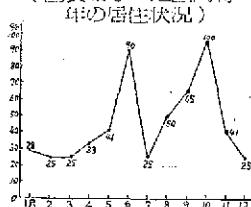
# ● ● 変ぼうする農村の現状と問題点 (下) ● ●

新井市公民館水原分館 今井信夫

(前号からのつづき)

女子青年になりますと四季を問わず山街地に出稼ぎ、はては労働過重の傾向にある農業を離れて、山街地に嫁ぐ者も年々増加しております。これは労働過重の農業が原因とばかり言ふのではないと思ひますが、農村の女子青年でさえこのような傾向にあるのですから、平坦地の農家からも山間地の農家に嫁として来る者もいないので、私達の地政では、嫁不足という問題に直面しております。

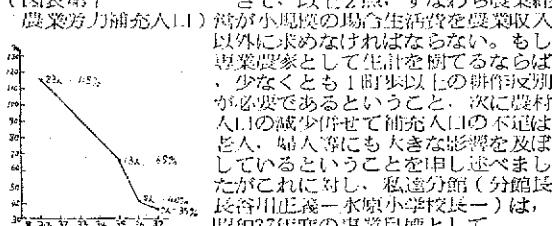
(図表第6 地区内青年の居住状況)



こうしたことにより、青年団活動はもちろん公民館活動も大きな影響を被つておりますが、特に甚しいのは、農業補充人口の不足であります。新しい労働力として地域の補充人口を調査してみると、水原地区の世帯戸数が270戸ですから、この農家の世帯数を基準とするための補充人口を国及び県の基準から算定しますと、約20人位が必要とされるのです

が、一時昭和30年度には130%～150%の多數を占めていたものが、前述等の影響により、最近では40%～35%という有様で就業者は耕作機、さらに家の合理化あるいは建氣洗濯機等あらゆる対策をはかりつつも、レジャー等は遠い夢のような話で「耕は畦の御用を競いて出て、夜は寝屋を競いて帰れる」というような状態であります。このようなことから老若男女を問わず、といつた急動員のため一般に病気にかかり易く、また児童生徒の学業成績にも少なからず影響しております。

(図表第7 農業労力補充人口)



さて、以上2点、すなわち農業経営

・農業労力補充人口) 齢が小規模の場合生活費を農業収入以外に求めなければならぬ。もし

専業農家として生計を立てるならば、少なくとも1町歩以上の耕作又別

かが必要であるということ、次に農村

人口の減少併せて補充人口の不足は

老人、婦人等にも大きな影響を及ぼ

しているということを申し述べまし

たがこれに対し、私は分館(分館長・

長谷川正義・水原小学校長)は、

昭和37年度の事業目標として

1. 農業経営の合理化を図ろう

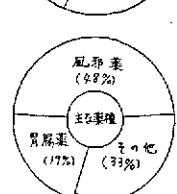
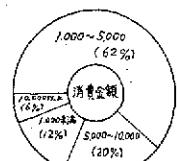
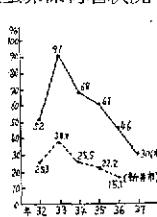
2. 健康で明るい地域をつくろう

の2点を掲げ、それぞれの事業を行いました。まず農業経営の問題は、新井農業改良普及事務所の音と園と相談、タイアップして、経営の合理化と育力栽培の一助として、冬期間の農閑期を利用して「これから村づくり」について各部落巡回懇談会を開催しました。農業講座としては、水稻直播、新しい農業、肥料の使用についての課題を設定して実施、夏期実験活動としては、水稻直播の展示圃、P.C.P.尿素の展示圃などを実施普及に努めました。また婦人を対象としては、冬期婦人講座にて、生活費の自給率を高めることと、将来地域の特産として育成する目標をたて、婦人、ブドウの栽培を課題として設定、わけ柿などの実体について話し合ひ、春には婦人の手によつて優良品種の接木を実施、さらに秋にはブドウの剪定を計画、圃場において植え方や管理などの実習を行ない、その成果を学びておりました。

に健康で明るい地域をつくることに関しては、まず山間地に多い寄生虫の駆除を考えました。これは実施条件がどうものであるため、市役所担当係(新井市役所市民課衛生係)の協力と地域住民の深い理解がなければ成功しないので、冬の農閑期に各地区内部落で巡回懇談会を開催、越冬させさせ、秋の比較的農業に余裕のできる日を選び一斉を駆除を実施しました。これと同時に健康管理の上から必要と思い、市役所の衛生係の協力により、真冬の2期に血圧測定を実施、高血圧者に対する対応策と医者に相談、精査診断を受けるよう注意してもららうなどしました。

(図表第9 家庭医薬(光薬のみ)使用状況)

(図表第8 寄生虫卵保有者状況)



さらに家庭における医薬の調査をしてみると上図にあるように、多額の出資をしていることが判りました。即ち10,000円～5,000円までの人が62%で半数以上を占め、5,000円～10,000円まで20%、10,000円未満が12%、10,000円以上6%、投薬の内容は風邪薬48%、胃腸薬19%，その他33%となつております。これもやはり地域農家家庭、個人生活によることが大切であると考えられますが、やはり通俗的には地域住民の体位の向上を図ることが先決であると考察、いろいろ計画致しましたが、実施の段階で不可能な面も多く生じました。しかし医薬にも恵まれない山間僻地のことでもありますので、これも併せて、地区市民体育大会、球技大会、盆踊大会等を実施、加えて慰安を兼ねた映画会も年4～5回実施いたしました。

以上で発表は終りますが、変ぼうする社会に対処する農村にある公民館としては、まずインフォメーションセンター(情報、知識を与える中心の場)としての役を充分に発揮できる館が第一に必要であり、次に職員の身分の確立です。私は、市役所総務課庶務係連絡員の辞令と併せて市教委委員会から分館勤務の辞令を受けております。このため事務量の比率は6対4で市役所の行政連絡事務が多く、公民館の仕事がおそれ勝ちであります。さらに加えて、山長部局にその主たる席を置く関係上、運動は容易であるため、何か不安定な運営になります。このためにも公民館職員は職員らしく、正式辞令による身分の確立を図つて貰いたいと思つております。

期待されることの県展

会期は五月十日～六月二日まで

県展が暮の美術のささがけ

として五月十日の新潟会場を

はじめに長岡、高田と三条場

を回つて開かれれる。

文化振興をめざしてすでに十八回、日本画・洋画・彫刻

工芸・等の五部門約1,500点

の応募の中から中央大賞の審

査による審査で県展賞・奨励

賞・入選が約五百点、このほ

か審査員など、流大賞や県下

の作家の力作が賞賛出品さ

れる。

主催の県教育委員会・新潟

市・長岡市・高田市各教育委

員会・新潟県立美術館

が主催する

新潟会場(五月十日～十九

日新潟市小林賀賀店(日本

画工芸)、古道・大利賀店

(洋画)、

○長岡会場(五月二十日～二十一

日)長岡市厚生会館、

○高田会場(五月三十日～大利賀店

(洋画)、

○長岡会場(五月三十日～大利賀店

(洋画)、

○長岡会場(五月三十日～大利賀店

(洋画)、

○長岡会場(五月三十日～大利賀店

# 福神岬の熊さん

思い出多きあの頃のこと

関根敏夫

「昨日、小山谷の山頂、物語の三者（厚生部）として活動させるべきが、福神岬の岩上など……」。これは、昭和廿六年七月七日、柏崎において開催された第一回北陸社会体育研究会席上発言された熊谷修造氏の講演の一部である。

私は、福神修造氏の昭和廿六年頃のことをうなづいた。當時は、公会堂の裏の吉田山での三人で、福神岬と名づけられた。この講演は、小山谷の内山博士、福神さんと私の三人だった。

私は、福神修造氏の昭和廿六年頃のこととまことに、福神岬を認識された。ちがいが、あまり長い間時隔があった。しかし、どちらも全国で開催された「公会堂厚生部論」は、たゞその時機を並べて会議に参加していたのが、小山谷の内山博士、福神さんと私の三人だった。

たゞその「公会堂厚生部論」は、団体の自主性を無視して、いわゆる「公会堂厚生部論」ではない公会堂の裏の吉田山での三人の講演だった。

たゞその時機を並べて会議に参加していたのが、小山谷の内山博士、福神さんと私の三人だった。

落合辰一郎

## 『日本の読書運動』

—日本の社会教育第七集—

新潟県では社会教育団体の自主性を尊重しながら健全育成する

性を

尊重する

べき

</div